

佐久市洪水ハザードマップについてによくある質問と回答

項目	質問内容	回答
洪水ハザードマップの作成・記載について	浸水の深さを表す色使いは、国や県からの指針があるのですか。それとも市独自の配色によるものですか。	浸水の深さを表す配色は、国土交通省 水管理・国土保全局発行の「水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月・令和3年12月一部改定)」に示された基準に基づき作成をしています。
	避難所はどういう基準で掲載していますか。	洪水ハザードマップに掲載した避難所(指定緊急避難場所・指定避難所)は、市が定める187か所の避難施設のうち、各マップの対象河川が想定する浸水の深さや施設の構造を考慮し、避難可能な施設を掲載しています。災害時には災害の状況や規模などを総合的に判断し、実際に開設する避難所を決定します。
	土砂災害警戒区域等の情報が掲載されてませんが、なぜですか。	洪水ハザードマップは、1,000年確率の大雨(想定最大規模降雨)による河川の洪水に特化して作成しており、想定しうる最大規模降雨による洪水災害のリスクを知っていただき、有事の際の避難行動に繋げていただくことを目的としています。地震、土砂災害、火山噴火、100年確率の大雨による洪水については、佐久市防災マップ(令和2年9月作成・配布)に掲載していますので、そちらを確認し、備えていただく必要があります。(※佐久市防災マップは、市危機管理課や各支所でも配布をしているほか、市ホームページ・さくステからも確認できます。)
洪水ハザードマップの解析について	浸水範囲を解析するにあたり、河川の決壊箇所はどのあたりに設定していますか。	洪水ハザードマップの基となる浸水範囲の解析は県が行っていますが、決壊箇所は示されていません。
	実際に1,000年確率の大雨が降った場合、河川の合流地点ではどのような浸水想定になりますか。	洪水ハザードマップでは、対象とする一級河川の流域または河川毎に浸水範囲を解析しているため、他の河川の影響は考慮されていません。しかしながら、複数の洪水ハザードマップの浸水想定区域が重なる合流地点では、浸水する範囲が広くなったり、深くなる可能性はあります。
	上流にあるダムや放流等による影響は考慮されていますか。	洪水調節機能があるダム(香坂ダム、湯川ダム)は放流等の影響を考慮した解析がされ、洪水調節機能がないダム等(雨川ダム、ため池等)は地形として解析されています。
	洪水ハザードマップによって24時間雨量が異なるのは何故ですか。	県による浸水想定区域図の解析方法として、それぞれの流域の面積やその長さによって、想定する降雨量が変わるため、河川流域ごと(マップごと)前提となる雨量や時間が異なります。
	河川周辺に土砂災害(特別)警戒区域等がある場合、土砂災害により川の流れが堰き止められた場合も踏まえて浸水想定区域を示していますか。	洪水ハザードマップは、あくまで河川の氾濫のみを考慮した解析をしており、土砂災害が発生し、河川が堰き止められるということを考慮した浸水想定はしていません。
洪水ハザードマップの見方について	複数の洪水ハザードマップの浸水想定区域が重なる場合、浸水の深さは合算されるのですか。	複数の浸水想定区域が重なる場合には、浸水の深さを合算するのではなく、浸水が深い方の想定を参照してください。
	令和元年東日本台風(台風第19号)の際に、用水路や沢から水が溢れ浸水した場所がありますが、それらは考慮されていますか。	今回作成しました洪水ハザードマップは、県が管理する市内29の一級河川についての浸水想定を掲載したものであり、用水路等による内水氾濫は想定されていません。

佐久市洪水ハザードマップについてによくある質問と回答

項目	質問内容	回答
避難所・避難方法について	最寄りの避難所が混雑している場合には、他の避難所へ避難してもよいですか。	避難所はどこへ避難していただいてもかまいません。災害の種類や規模、被害の状況にもよりますが、市では収容人数が多い施設を基本に避難所として開設しようと考えています。
	市の指定する避難所はいつ開設されますか。	市では、災害の発生又は発生するおそれがあり、高齢者等避難(警戒レベル3)以上を発令する場合に避難所を開設することになります。 なお、災害の種類や規模、被害の状況によって開設する避難所を決定し、市民の皆様にお知らせします。全ての避難所が一斉に開設されるとは限りませんので、ご注意ください。
	市が開設している避難所はどのように知ることができますか。	避難所を開設した場合には、防災行政無線を始め、佐久市ホームページ、佐久市公式SNS(LINE、Twitter、Facebook)、メール・電話・FAXに情報を配信するサービス「さくネット」、佐久市専用アプリ「さくステ」、携帯電話会社の緊急速報メール、佐久ケーブルテレビ、fmさくだいら、TVのL字放送など、あらゆる情報伝達手段により市民の皆様にお知らせします。
	市が指定する避難所以外に避難場所はありますか。	市が開設する避難所のほか、分散避難として、安全な場所に住む親戚や知人宅等や、自主防災組織(区)が公民館などに開設する自主避難所への避難があります。 また、災害が発生する前の安全な段階での車避難も有効です。
	避難所には食べ物や毛布などは用意されていますか。	市では防災備蓄倉庫や各支所など市内5か所に食料や毛布などの物資を備蓄しており、避難所開設時には各避難所へ順次配布を行うこととなっていますが、災害の種類や規模、被害の状況によっては配布できない場合も考えられますし、必ずしも全員に物資が行き渡るとも限りません。 避難時に必要な物は各自で準備するのが原則です。普段から非常持出袋などを準備しておき、発災から最低3日分の非常食や飲料水、薬や貴重品、毛布など必要なものは持参するようにしてください。
	福祉避難所は、いつ開設されますか。	高齢者や障がいのある方などが避難をする福祉避難所は、事前に開設していくことで現在進めています。また、早い段階で自主的に安全な場所に住む親戚や知人宅等に避難をすることも有効な避難方法です。
	ペットを連れて避難することができる避難所はありますか。	佐久総合運動公園など広い駐車場がある場所へペットと一緒に車避難していただくことも可能です。 また、市では、現在ペットと一緒に避難できる避難所の設置・検討を進めているところです。
その他	令和元年東日本台風以降、河川整備は進んでいますか。	市では、令和元年東日本台風災害を受け、河川に堆積した土砂を処分するための市独自の処分場を市内に整備しました。 この土砂処分場の整備により、一級河川の河川整備を実施する長野県では、河川の土砂を取り除く”しゅんせつ工事”のうち、土砂処分に係る費用を市が担うことで、計画的に確実なしゅんせつ工事が可能となりました。また、土砂の運搬時間短縮へと繋がり、これまで以上に多くの箇所ですばやかな河川しゅんせつ工事が実施されています。